第892回宮城県教育委員会臨時会日程

日 時:平成29年3月22日(水)午後3時30分から

場 所:県行政庁舎16階 教育委員会会議室

- 1 出 席 点 呼
- 2 開 会 宣 言
- 3 第892回教育委員会会議録署名委員の指名
- 4 議 事

第1号議案	宮城県教育基本方針の廃止について	(教	育介	画	室)
第2号議案	職員の人事について	(教	職	員	課)
第3号議案	教育職員の免許状に関する規則の一部改正について	(教	職	員	課)
第4号議案	宮城県教育委員会に属する職員等の育児休業等に関する規則の一	(教	職	員	課)
卋	『改正について				
第5号議案	宮城県教育委員会に属する職員等の配偶者同行休業に関する規則	(教	職	員	課)
Ø)一部改正について				
第6号議案	自然の家管理規則の一部改正について	(生	涯 学	2 習	課)

- 5 資料配付
- (1) 宮城県防災キャンプ推進事業リーフレット等 (生 涯 学 習 課)
- 6 閉 会 宣 言

第1号議案

宮城県教育基本方針の廃止について

宮城県教育基本方針について,第2期宮城県教育振興基本計画の策定に伴い廃止する。

平成29年3月22日提出

宮城県教育委員会教育長 髙 橋 仁

宮城県教育基本方針の廃止について

1 概 要

「宮城県教育基本方針」(以下「基本方針」という。)は、本県教育行政の基本目標及び基本理念であり、昭和23年11月に県教育委員会が発足後、「教育重点施策」として毎年度示してきたものを、昭和41年度から「宮城県教育基本方針」と名称を変え、時代の変遷に合わせて、県教育委員会において内容の追加・修正等を行ってきたものである。

現行の基本方針は、「宮城県教育振興基本計画」の策定に伴い、その内容を反映 し、平成22年4月に施行されている。

※現行基本方針(平成22年4月1日施行)

宮城県教育基本方針

未来を望み 志高く生きる 心身ともに健やかな人間の形成と 互いの絆を大切にする 潤いのあるふるさとづくりをめざし

たくましさとやさしさを培う学校 学びと生きがいにみちた地域社会 かおり高い芸術文化 感動と活力あるスポーツ

を重点に

県民の生涯にわたる学習の充実に努める

2 基本方針の変遷・経緯(4ページ参照)

年 度	内 容
昭和24年度~	各年度の重点的努力事項を「教育重点施策」として掲示
昭和41年度~	昭和41年度から「教育重点施策」を「宮城県教育基本方針」に名称変更(内
咱们41年度7	容は「教育重点施策」と同一)
	学制百年に当たり、根本的に見直しを行い、長文にわたる記述方式を改め、
昭和47年度~	基本方針の原型となる具体的三目標「心ゆたかな児童生徒」、「信頼される教
	職員」、「かおり高い芸術文化」を設定
昭和49年度~	「前文+具体的目標+後文」という現在の形式とし、「県民の生涯にわたる
哈和49 平度	教育の充実に努める」の文言を追加
	平成13年の第56回国民体育大会夏・秋季大会の開催が内定したことなど
平成5年度~	から、スポーツ振興の気運を更に高めるため、基本方針の具体的項目に「感
	動と活力あるスポーツ」を追加
亚式 0 年度。	「みやぎ新時代教育ビジョン」の策定(平成9年3月)に伴い,ビジョン
平成9年度~	の内容を反映
亚出99年度-	「宮城県教育振興基本計画」の策定(平成22年3月)に伴い、計画の内容
平成22年度~	を反映

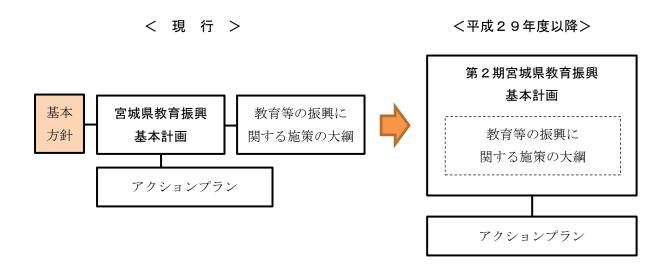
3 基本方針の今後の取扱いについて

基本方針は、本県教育行政の基本目標及び基本理念を示すものであるが、宮城県教育振興基本計画(以下「第1期計画」という。)においても「本県教育の目指す姿」を掲げており、現行の基本方針は、この目指す姿を反映した内容となっている。また、第2期計画においても、第1期計画の後継計画として、現行の基本方針の内容を踏まえた形で「目指す姿」及び「計画の目標」を定めており、ほぼ同じ趣旨の内容となっている(5ページ参照)。

あわせて、知事が策定する「教育等の振興に関する施策の大綱」についても、第 2期計画の目標や施策の根本となる方針の部分を大綱に位置付け、第2期計画をもって大綱に代える予定である。

以上のことから,第2期計画の策定を契機として「宮城県教育基本方針」を廃止するとともに,本県教育行政の基本目標及び基本理念を第2期計画に一本化しようとするもの。

このことにより、基本目標及び基本理念をより分かりやすく明確にしようとするもの。



宮城県教育基本方針の変遷

(昭和47年度~平成28年度)

年度	宮 城 県 教 育 基 本 方 針
1 /2	教育が、県民福祉増進の基礎であることにかんがみ、県教育委員会は、健康で(〔健康で〕は
4 7 ~	48年度に追加),豊かな情操と道徳性をもち、創造力に富む人間関係をめざし、県民及び関係機関の協力を得て、学校教育・社会教育のすべての分野にわたり、その内容の質的向上と教育環
4 8	境の整備拡充に努める。 昭和四十八年度は、とくに「心ゆたかな児童生徒」「信頼される教職員」「かおり高い芸術文化」 を重点に、次に掲げる事項を推進する。
	県教育委員会は 県民及び関係機関の理解と協力を得て 健康で豊かな情操と道徳性をもち
	創造力に富む人間の形成を目指し (51年度まで〔めざし〕)
4 9	心 ゆ た か な 児 童 生 徒
~	信頼される教職員
5 4	か お り 高 い 芸 術 文 化
	ナチドマ 月日の出席)マムナフ地方の大中)マ初よフ
	を重点に 県民の生涯にわたる教育の充実に努める 健康で豊かな情操と道徳性をそなえ 創造力に富み(62年度まで〔創造力に富んだ〕) 視
	野の広い(〔視野の広い〕は62年度追加)人間の形成と 生きがいにみちた ふるさとづくり
	を目ざし(55年度まで[目指し])
5 5 ~	心 ゆ た か な 児 童 生 徒
H 4	信頼される教職員
	かおり高い芸術文化
	を重点に 県民の生涯にわたる学習の充実に努める
	健康で豊かな情操と道徳性をそなえ 創造力に富み 視野の広い人間の形成と 生きがいに
	みちた ふるさとづくりを目ざし
H 5	心 ゆ た か な 児 童 生 徒
~	信頼される教職員
H 8	か お り 高 い 芸 術 文 化
	感 動 と 活 力 あ る ス ポ ー ツ (平成5年度から)
	を重点に 県民の生涯にわたる学習の充実に努める
	地球社会の未来を望み 命あるすべてのものと 支え合いながら 主体的に生きる
	心ゆたかな 人間の形成と 魅力ある ふるさとづくりをめざし
H 9	たくましさとやさしさを培う学校
~	学びと潤いにみちた地域社会
	かおり高い芸術文化
	感動と活力あるスポーツ
	を重点に 県民の生涯にわたる学習の充実に努める
	未来を望み 志高く生きる 心身ともに健やかな人間の形成と 互いの絆を大切にする 潤いのあるふるさとづくりをめざし
Н	たくましさとやさしさを培う学校
2 2	学びと生きがいにみちた地域社会
~	か お り 高 い 芸 術 文 化 感 動 と 活 力 あ る ス ポ ー ツ
	を重点に 県民の生涯にわたる学習の充実に努める

宮城県教育基本方針

第2期宮城県教育振興基本計画

未来を望み 志高く生きる 心身ともに健や かな人間の形成と 互いの絆を大切にする 潤 いのあるふるさとづくりをめざし

> たくましさとやさしさを培う学校 学びと生きがいにみちた地域社会 か お り 高 い 芸 術 文 化 感動と活力あるスポーツ

を重点に 県民の生涯にわたる学習の充実に努める

<目指す姿>

学校・家庭・地域の強い絆のもとで、多様な個性が輝き、ふるさと宮城の復興を支え、より良い未来を創造する高い志を持った、心身ともに健やかな子供が育っています。

そして、人々が生きがいを持って、生涯にわたり、多様に学び、交流する中で、豊かな文化と活力のある地域社会が形成されています。

<目標>

- 1 自他の命を大切にし、高い志と思いやりの心を持つ、心身ともに健やかな人間を育む。
- 2 夢や志の実現に向けて自ら学び、自ら考え行動し、社会を生き抜く人間を育む。
- 3 ふるさと宮城に誇りを持ち、東日本大震災からの復興、そして我が国や郷土の発展を支える 人間を育む。
- 4 学校・家庭・地域の教育力の充実と連携・協働の強化を図り、社会全体で子供を守り育てる環境をつくる。
- 5 生涯にわたり学び、互いに高め合い、充実した人生を送ることができる地域社会をつくる。

第3号議案

教育職員の免許状に関する規則の一部改正について

教育職員の免許状に関する規則(昭和30年宮城県教育委員会規則第2号)の 一部を別紙のとおり改正する。

平成29年3月22日提出

宮城県教育委員会教育長 髙 橋 仁

職教 育 の職 員 \mathcal{O} 状 免 許 関状 に 関 す る 規 則 \mathcal{O} 部 年を 宮 改 城正 県す 育 規 委 則

正

す

教 育 員 免 許 に す る 規 則 昭 和 + 教る 員 会 規 別第二 号) 0 部 を 次 \mathcal{O} よう に 改

十 八 第 条 第 \mathcal{O} 項 に 中 規 定 地 す 方 る 公 公 共 立 寸 大 体 学 法 \mathcal{O} 人 下 を に 含 む 地 方 独 を <u>\\ \</u> 行 え 政 る。 法 人 法 亚 成 十 五. 年 法 律 第 百 + 八 第

る 者 第 八 条 \mathcal{O} 下 中 に 免 又 許 は 状 免 を 上 許 進 法 す 別 表 る 場 第 合 八 に 定 を削 \Diamond る 最 り 低 在 又 職 は加 年 を 数 に 加 え若 7 L < 授 与 は を 受 に け 改 よう め、 とす 在 る 職 年 免 許 数 を 状 の有 種す

第 兀 条 \mathcal{O} \mathcal{O} 次 12 次 有 \mathcal{O} 者」、 条 を 加を え加 る。

類

に

応

じ

た

在

職

年

数

を

する

え

る。

第 + 表 兀 条 \otimes \mathcal{O} る \equiv とこ 免 ろ 許 に 法 よ別 表 る 第 八 に ょ ŋ 免 許 状 \mathcal{O} 授 与 を 受け ようとす る 場 合 \mathcal{O} 単 位 \mathcal{O} 修 得 方 法 は 次 \mathcal{O}

小 定 学 校 教 諭 普 通 免 許 状 を 有 する 者 が 幼 稚 袁 教 諭 種 免 許 状を 取 得 す る 場 合

教	教	在職年数量
育課程及び指導法に関する科目	職に関する科目	低修得単位数に含める科目別最低単位数
	1	単立数 最低修得

 \equiv

中学校教諭普通 免許状を有する者が 小学校教諭二種 免許状を取得する場合

在 職 年 · 数 各 教 教 最 教 育 職 低 科 課 修 に 得 関 0 程 指 す 単 及 る科 導法 · 位 数 び 指 気に含め 目 導 法 に 五. 七 る科 関 す 道 徳 る 目 別最低単 \mathcal{O} 科 指 目 導 法 位 数 科目路指導、 導、 旧導等に関する等、教育相談及 単 最 低 数修 + 七 得

		
幼稚園教育	<u></u>	
諭普通免許状を有する者が小学校教諭二種免許状を取得する場合	111	保育内容の指導法
	三	

兀

在 職 年 数 最 教 科 低 に 修 関 得 す 単 る 位 科 数 に 目 含 8 る 科 教 職 目 別 に 関 最 す 低 る 単 科 位 数 目 単 最位 低 数修 得

在 小 職 学 年 校教 数 諭 各 教 教 最 普 教 育 職 低 通 科 修 課 12 免 許 関 得 \mathcal{O} 程 指 す 単 及 状を有る 導法 び る 位 科 数 指 気に含め 導 目 する者 法 に る 関 が 科 す 中 る 目 -学 校 別 科 最 目 教 五 七 低単 諭 等 生 位 種 に 徒 数 関 免 指 でする科 許 導、 状 を 教 取得 目 育 相 談 する場合 及 び 進 路 指 導 単 最 位低 数修 六 得 九

在 職 年 数 教 教 最 育 職 低 課 に 修 程 関 得 す 単 及 る科 び 位 指 数 に 導 目 法 含 に関 \Diamond る する科 科 目 別 目 最 低単 生徒指導 位 数 導、 教 育 教 関 す 科 る科 又 は 目 教職 に 単 最 位低 数修 得

五 高 等学校教諭普 三 通免許状を有する者が中学校教諭 七 五 五 関 各 教 育 教 す 課 科 る 科目のび 0) 指 導法 指 導法 種 免許状を取得する場合 に 科び生 路 指 指 導 導 等 教 に育 関す談 る及 十 七 八

		目導に関	する 和 		
<u> </u>			<u> </u>	11	六
1	1	1	1	1]	五
る場合 中学校教	論普通免許状 (二種	煙免許状を除く。) を有する者が		高等学校教諭一種免許:	状を取得す
在職年数	最低修得単位数に含める	含める科目別最低単位数			最低修得
	教職に関する科目		 	は教職に関する	
	関する科目教育課程及び指導				
	各教科の指導法	科目			

様式第二十号を次のように改める。とする者」の下に「又は授与についての証明書第三十二条中「、再交付又は」を「若しくは、 「の交付を請求する者」を加える。「再交付の申請をする者、」に改め、 「検定を受けよう

	_
_	_
_	
四	六
六	九

年 月 日 証第 号

【交付手数料】

宮城県収入証紙貼付欄

証明書の枚数×400円

教育職員免許状授与 (交付) 証明書交付願書

年 月 日

宮城県教育委員会 殿

本籍地	都・道・府・県	旧本	籍地		都・道・府・県
フリガナ			フリ	ガナ	
氏 名		印	旧	姓	
生年月日	年月	日	性	別	男・女
現住所			連 終 電話		

次の理由により下記教育職員免許状授与(交付)証明書の交付を出願します。

理由

記

免許状の種類	教科又 は領域	免許状番号	授与(交付	t) 年.	月日	枚数
			年	月	日	枚
			年	月	日	枚
			年	月	日	枚
			年	月	日	枚
			年	月	日	枚
			合	計		枚

教育職員の免許状に関する規則(昭和三十年宮城県教育委員会規則第二号) 新旧対照表

場合の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。第十四条の三(免許法別表第八により免許状の授与を受ようとする)第九条〜第十匹条の二(略)	を を を を を を を を を を を を を を	第一条~第二条 (略) 第一条~第二条 (略) 第二条の二 この規則で「所轄庁等」とは、大学附置の国立学校 (国(国立大学法人法(平成十五年法律第百十八号)第六十八条第一項に規定する学校をいう。)の教員にあつては免許法第二条 第三項で定める所轄庁、私立学校の教員にあつては免許法第二条 を設置する学校法人等(学校法人(私立学校大会)第三年七十号)第三条に規定する学校法人等(学校法人(私立学校)第二十二年 を設置する学校法人等(学校法人(私立学校)第二十二年 (祖法人(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二十二 条に規定する社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二十二 条に規定する社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二十二 条に規定する社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二十二 条に規定する社会福祉法人をいう。))の理事長をいう。	改正後
第九条〜第十匹条の二(新設)	減の基準	第一条~第二条 (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本	現
もの。ものの修得方法	別表第八によりの授与を受けるが設備を受けるができません。	な立学校法人に の。 があれた。 が は が は に に	備考

<u> </u>				在職年数	取得する場合が学校教諭
크	保育内容の指導法	教育課程及び指導法に関する科目	教職に関する科目	位数 最低修得単位数に含める科目別最低単	得する場合の学校教諭普通免許状を有する者が幼稚園教諭二種免許状を小学校教諭普通免許状を有する者が幼稚園教諭二種免許状を
<u>=</u>				単 低 数 修 得	種免許状を

ti	T	T	五	긔
+1	디	\dashv	七	\dashv
	料目関する	道徳の指導	導法 各教科 の指	
	が 教育相談及 生徒指導、	する科目教育課程及び指導法に関	する科目教育課程及び	
		の科目	教職に関する科目	
単位 数 得	科目別最低単	位数に含める科目別最低単最低修得単位数に含める科目別最低単	位数最低修得单位	在職年数

Ħ 7	\equiv
取得する場合	幼稚園教諭普通免許状を有する者が小学校教諭二
	種免許状を

				匹					
			在 職 年 数	取得する場合の対象を	Π	\exists			
	7 7 1	教科に関す	位数 位数に含める科目別最低単	得する場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			各教科の指導法	法に関する科目 教育課程及び指導	教職に関する科目
等数科の指	関する科目の科目の	教職に	世数に会	を有す	五	t	法	目指導	科目
の 指	科法段	教職に関する科目	める科	る者が				で 関する 一般 が と と と に は に は に に に に に に に に に に に に に	
科目月	等に関すると、生徒指導、生徒指導、	A 科 目	目別最低単	中学校教諭二	\dashv	<u>11</u>	に関する科目。 に関する科目。 を発表して、 を発表して、 を発表して、 を表示して、 を表示していて、 を表示していていていていていていていていていていていていていていていていていていてい		
			単低数得	種免許状を	爿	九			

取得する場合
三 中学校教諭普通免許状を有する者が小学校教諭二種免許状を

在職年数

位数最低修得単位数に含める科目別最低単

単位数

在職年数	高等学						 在 職	五を取得			
年数	子 校 校 教 教	\exists	\dashv				在職年数	を取得する場合	111	<u> </u>	—
位数位数に含める科目別最低単	高等学校教諭一種免許状を取得する場合中学校教諭普通免許状(二種免許状を	<u> </u>	—	指導 教科の	法に関する科目教育課程及び指導	教職に関する科目	位数 最低修得単位数に含める科目別最低単	場合			
単位数	計状を見			導 法 の 指	る科目	する 科	単 位 数	許状	五.	五.	七
に含	収 一 得 を	<u></u>	\dashv			目	に 含	を有った			
め る 科	「取得する場合(二種免許状を除く。		•	科関類なる	炎 教育相 ・ ・ 教育相 ・ 連		め る 科	9る者が	\dashv	\dashv	\rightrightarrows
別	可を除	_		る 等 1		.td ≠td	目別	中			
最低単	\smile	<u> </u>	<u>=</u>		する科目	教科又は	最低単	学校教諭	T	\exists	긔
単位数	を有する者が	五					単位数	取得する場合。 高等学校教諭普通免許状を有する者が中学校教諭二種免許状	ti	\subseteq	+

様式第一号~第十九号(略)	第三十三条~第三十四条(略)	収入証紙を貼付しなければならない。 る者は、その願書に手数料条例に定める金額に相当する宮城県の定を受けようとする者又は授与についての証明書の交付を請求す第三十二条 免許状の授与、書換若しくは再交付を申請する者、検	第十五条~第三十一条(略)	기 기 기 四 ボ	一 二 六 九	等法 科目 科目	関する科目 関する科目 び指導法に 教育相談及 を 教育課程及 生徒指導、 科目	る 科 目
様式第一号~第十九号 (略)	第三十三条~第三十四条 (略)	収入証紙を貼付しなければならない。 る者は、その願書に手数料条例に定める金額に相当する宮城県の第三十二条 免許状の授与、書換、再交付又は検定を受けようとす	第十五条~第三十一条(略)					
	力するもの	料新設に伴い追明書の交付手数 授与(交付)証 を (変付) 証						

集式第20号 【交付手数料】 次の理由により下記教育職員免許状授与(交付)証明書の交付を出願します。 计被连载对参照会 攤 本無地 生年月日 æ フリガナ 免許状の複数 m 돼 09 教育職員免許状授与 (交付) 証明書交付願書 数様な 格・道・軒・県 根 官城県収入証紙貼付欄 証明書の枚数×400円 m 免許状番号 Ħ ш 관 田本際地 道格先 概括番号 ឝ 亩 フリガナ # 授与(受付)年月日 塑 拼 H 中 # # # 击 ш 單 àn àn, àm à 部・道・府・県 記載 湖 ш ш m ш ш 冲 英聲 m 库 存 环 齐 存 存

> 栅 次の理由により下記教育職員免許状授与(交付)証明書の交付を出願します。 四級原教育教員公 111 免許状の種類 彥 教育職員免許状授与(交付)证明書交付醫書 数件又は領域 本 籍 把 住所又は勤務校 (フ リ ガ ナ) 氏 名 年年月日(性別) 遊標先龍活着号 問 免許状番号 # 提与(交付)年月日 =# # ÷ # # 部・道・形・見 日(男・女) 'n ì \equiv m \succeq ÌII. ш m ш

> > の。 教育職員免許状 料新設に伴い様 で、で付手数 で、で、でするも

棚式第20号

#

ÌH.

 \square

4

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。附別	(以下略)
	(以下略)

第4号議案

宮城県教育委員会に属する職員等の育児休業等に関する規則 の一部改正について

宮城県教育委員会に属する職員等の育児休業等に関する規則(平成4年宮城県教育委員会規則第2号)の一部を別紙のとおり改正する。

平成29年3月22日提出

宮城県教育委員会教育長 髙 橋 仁

宮城県教育委員会に属する職員等の育児休業等に関する規則 の 一 部を改正 する規則

.城県教育委員会に属する職員等の育児休業等に関する規則 (平成四年宮城県教育委員会規則第二号) *(*) 部

を次のように改正する。

第二条第三号中 「仙台市教育委員会に属する職員を除く。」を削る。

る場合にあっては、 第三条第一項中 「続柄」を「続柄等(当該子が法第二条第一項において子に含まれるものとされる者に該当す その事実。 以下同じ。)」に、「第三条第七号」を「第三条第八号」に、「第二条の二第三号」

を「第二条の三第三号」に改め、 同条第四項中「第三条第七号」を「第三条第八号」に改める。

第三条の二第一項中「第三条第四号」を「第三条第五号」に改める。

第九条中「第十一条第五号」を「第十一条第六号」に改める。

様式第一号中 「続 同様式 (裏面) 中 「熱樹」を 「続柄等」 に、 徭 2 条の 0 舥 ω

号」や「第2条の3第3号」以、「第2条の2第2号」や「第2条の3第2 少」に改める。

様式第一号の二中「第3条第4号 (第11条第5号)」 や「第3条第5 ᆁ (第11条第6 是)] に改める。

育児休業等に係る子と離縁した (養子縁組の取消しを含む)

様式第三号中

を

仁 児休業等に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した」

「□ 育児休業等に係る子と離縁した

コ 育児休業等に係る子との養子縁組が取り消された

	(0				
附 則 横元第四条の乙様元第五条中・窓が出る・窓が出まれるる。	兼弋等国寺をが兼弋等ユ寺中「命南」と「命南麻」こ女のる。	子 2 指 直 2 * 7 坪 环 C 4 5 7 C	□ 育児休業等に係る子との養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定に ▶2世票が解除された	件が終了した	□ 育児休業等に係る子についての民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事	□ 育児休業等に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した

に改める

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

宮城県教育委員会に属する職員等の育児休業等に関する規則(平成四年宮城県教育委員会規則第二号)新旧対照表

改正後	現	備考
第一条 (略)	第一条 (略)	
第二条 前条に規定する「宮城県教育委員会に属する職員等」とは、	第二条 前条に規定する「宮城県教育委員会に属する職員等」とは、	
次の各号に掲げる一般職の職員(以下「職員」という。)をいう。	次の各号に掲げる一般職の職員(以下「職員」という。)をいう。	
一 宮城県教育庁の職員	一 宮城県教育庁の職員	
二 教育機関の職員	二 教育機関の職員	
三 市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)	三 市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)	仙台市へ県費負担教職
第一条及び第二条に規定する職員(第一条及び第二条に規定する職員(仙台市教育委員会に属する職	員の給与負担等が移譲さ
以下「県費負担教職員」という。)	員を除く。以下「県費負担教職員」という。)	れるため
第三条 職員が、法第二条第一項の規定による育児休業の承認を受け	第三条 職員が、法第二条第一項の規定による育児休業の承認を受け	
ようとするときは、育児休業承認請求書(様式第一号)に請求に係	ようとするときは、育児休業承認請求書(様式第一号)に請求に係	
る子の氏名、生年月日及び職員との続柄等(当該子が法第二条第一	る子の氏名、生年月日及び職員との続柄	子に準ずる者を含める
項において子に含まれるものとされる者に該当する場合にあって		ため表記を改めるもの
は、その事実。以下同じ。) を証明する書類を添えて、条例第三条	を証明する書類を添えて、条例第三条	
第八号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求する場合を除	第七号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求する場合を除	号ずれの訂正
き、育児休業を始めようとする日の一月(条例第二条の三第三号に	き、育児休業を始めようとする日の一月(条例第二条の二第三号に	
掲げる場合にあっては、二週間)前までに所属長を経由して宮城県	掲げる場合にあっては、二週間)前までに所属長を経由して宮城県	条ずれの訂正
教育委員会(以下「県教育委員会」という。)に提出するものとす	教育委員会(以下「県教育委員会」という。)に提出するものとす	
る。この場合において、県費負担教職員にあっては、市町村教育委	る。この場合において、県費負担教職員にあっては、市町村教育委	
員会を経由するものとする。	員会を経由するものとする。	
2 · 3 (略)	2 · 3 (略)	
4 県教育委員会は、育児休業の承認の請求について、その事由を確	4 県教育委員会は、育児休業の承認の請求について、その事由を確	

	第十条~第十四条 (略)	第十条~第十四条 (略)
号ずれの訂正	用する。 第九条 第三条の二の規定は、条例第十一条第五号の計画について準	用する。
	第四条〜第八条(略)	第四条~第八条 (略)
	2 (略) るものとする。	2(略)
号ずれの訂正	条第一項の請求書と併せて所属長を経由して県教育委員会に提出す一号の二)により作成するものとし、当該育児休業等計画書は、前第三条の二 条例第三条第四号の計画は、育児休業等計画書(様式第	条第一項の請求書と併せて所属長を経由して県教育委員会に提出す一号の二)により作成するものとし、当該育児休業等計画書は、前第三条の二 条例第三条第五号の計画は、育児休業等計画書(様式第
号ずれの訂正	合は、この限りでない。第三条第七号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求した場証明書類の提出を求めることができる。ただし、非常勤職員が条例認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して、	合は、この限りでない。 一名の限りでない。 一名の限りでない。 一名の形式 一

日日 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本	受理年月日 年 月 日 口 承認 口 不認認 決裁年月日 年 月 日 検 裁 日 民 名 日	氏名	請求期間 年 月 日から 年 月 日まで 既に育児 年 月 日から 年 月 日まで 休業をした 期 間 年 月 日から 年 月 日まで	% 99.7x			T a
	第	記 偶 者 音児休楽の期間 年 月 日 日	年月日から 年	00 6	※の年級 を請求します。	腰 所属長経由印) 請求者 所 属 <u> </u>	改正前

済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書などのいずれか)を添付するこ 書類(医師又は助産師が発行する出生(産)証明書, 母子健康手帳の出生届出 除く。)には、請求に係る子の氏名、請求者との<u>続柄等</u>及び生年月日を証明する と (写しでも可)。 この請求書(非常勤職員の任期の更新等に伴う再度の育児休業に係るものを

条例<u>第2条の3第3号</u>に掲げる場合に該当してする育児休業をいう 「請求の内容」欄の「非常勤職員の1歳6か月までの子の育児休業」とは、

「請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。 子の出生前に禁求する場合は、「請求期間」欄は出産予定日以後の期間とし、 非常動職員の任期の更新等に伴う再度の育児休業をしようとする場合は、所

属、職名、氏名、「請求期間」欄及び「既に育児休業をした期間」欄のみを記 入すること。 に掲げる場合に該当して育児休業の承認を請求する場合)に記入すること。 月までの子の育児休業をしようとする場合(条例<u>第2条の3第2号</u>又は第3号 「配偶者」欄は、非常動職員が1歳2か月までの子の育児休業又は1歳6か

② 該当する口にはレ印を記入すること 当該請求に係る子について最初の育児休業をする場合を除く。)にはその氏名。 22年法律第49号)第65条第2項の規定により勤務しなかった職員を除く。)が を受けている場合においてはその旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承 縁組の効力が生じた日、(ウ)請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認 請求者との<u>統柄等</u>及び生年月日,(イ)請求に係る子が養子の場合においては,養子 認の請求に係る期間等について記入すること。 請求に係る子の出生の日から57日間に,職員(当該期間内に労働基準法(昭和 備考欄には、(ア)請求に係る子以外の3歳に満たない子を養育する場合(当該

除へ。) には、錦状に祭る子の氏名、錦状者との<u>統柄</u>及び生年月日を証明する 睾類(厥師又は助産師が発行する出生(産)証明書、母子健康手帳の出生届出 と (写しても可) 済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書などのいずれか)を添付するこ この請求書(非常勤職員の任期の更新等に伴う再度の育児休業に係るものを

条例第2条の2第3号に掲げる場合に該当してする育児休業をいう 「糖求の内容」欄の「非常勤職員の1歳6か月までの子の育児休業」とは

③ 子の出生前に請求する場合は、「請求期間」欄は出産予定日以後の期間とし、 「請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと

④ 非常勤職員の任期の更新等に伴う再度の育児休業をしようとする場合は、所 入すること。 属、職名、氏名、「請求期間」棚及び「既に育児休業をした期間」棚のみを記

に掲げる場合に該当して育児休業の承認を請求する場合)に記入すること。 月までの子の育児休業をしようとする場合(条例<u>第2条の2第2号</u>又は第3号 「配偶者」欄は,非常勤職員が1歳2か月までの子の育児休業又は1歳6か

認の請求に係る期間等について記入すること。 を受けている場合においてはその旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承 請求者との統柄 及び生年月日、(イ)請求に係る子が養子の場合においては、養子 22年法律第49号)第65条第2項の規定により勤務しなかった職員を除く。)が 縁組の効力が生じた日、(ウ)請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認 当該請求に係る子について最初の肯児休業をする場合を除へ。)にはその氏名。 請求に係る子の出生の日から57日間に、職員(当該期間内に労働基準法(昭和 備考欄には、(7)請求に係る子以外の3歳に満たない子を養育する場合(当該

⑦ 核当する口にはレ印を記入すること。

Θ

农 H

把

农

H

筱

模式第1号の2(第3条の2,第9条関係) 休業等の計画について下記のとおり提出します。 議員の青児休業等に関する条例<u>第3条第5号 (第11条第6号)</u>の規定に基づき,再度の青児休業(青児短時間勤務)の承認を請求する予定ですので,青児 (¥ なお、記載事項に変更が生じた場合は、遅帯なく届け出ます。 糖状に保る子 再度の請求予定期間 請求者の計画 宫城県教育委員会 駿 ₩ 9 ₩ 速やかに行うこと。 審に記載した請求期間を記入すること。 書と併せて(変更の届出の場合は、記載事項に変更が生じた後遅滞なく) 提出するこ 変更の届出の場合は、変更する箇所のみ記入すること。 子の出生前に提出する場合は、「請求に係る子」欄の記入は、出生後 請求者の請求期間は,育児休業承認請求書又は育児短時間勤務承認請求 該当する口にはレ印を記入すること 育児休業等計画書は,育児休業承認請求書又は育児短時間勤務承認請求 整 Æ. 9 3 40 꺌 (所属長経由印) 請求者 所 育児休業 农 Ħ # 宋 Я Ħ □ 育児短時間勤務 田から 田から 生年月日 提出年月日 溆 印(職員番号 # # (所属コード Я Ж # # Я まる。 日まで H 日生 Ш 様式第1号の2(第3条の2,第9条関係) ***** 休業等の計画について下記のとおり提出します。 き,再度の育児休業(育児短時間勤務)の承認を請求する予定ですので,育児 鑺 鑋 職員の育児休業等に関する条例<u>第3条第4号(第11条第5号)</u>の規定に基づ なお、記載事項に変更が生じた場合は、遅滞なく届け出ます。 請求者の計画 糖水に係る子 再度の請求予定期間 宫城県教育委員会 殿 4 変更の届出の場合は、変更する箇所のみ記入すること ₩ 9 ₩ 速やかに行うこと。 善に記載した請求期間を記入すること。 育児休業等計画書は,育児休業承認請求書又は育児短時間勤務承認請求 書と併せて(変更の届出の場合は、記載事項に変更が生じた後遅滯なく) 提出すること 請求者の請求期間は,育児休業承認請求書又は育児短時間勤務承認請求 子の出生前に提出する場合は、「請求に係る子」欄の記入は、出生後 該当する口にはレ印を記入すること 基 Ŕ 9 3 32 (所属長経由印) 踏火者 育児休業 农 Ħ 宋 Я Я Ħ 日から 田から 生年月日 育児短時間勤務 뺙 提出年月日 印(職員番号 併 # (所属コード Ħ Я Ж # Ш 日兼石 事が Ж 日生 ш

	#1 200	2 届出の事由が発生した日	口での街(よる措置が解除された	□ 育児休業等に係る子との養子線組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定に	件が終了した	□ 育児休業等に係る子についての民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事	□ 育児休業等に係る子との親族関係が特別巻子縁組により終了した	□ 育児休業等に係る子との養子縁組が取り消された	口 育児休業等に係る子と離縁した	□ 育児休業等に係る子が死亡した	口 子の商 (□ 同居しなくなった □ 負傷・疾病 □ 託児できるようになった	□ 育児休業等に係る子を養育しなくなった	1 届出の事由		臣州寸。	部分	育 児 休 業次のとおり 青児短時間勤務 に係る子の養育の状況について変更が生じたので届け		田 名 印(職員番号)	職名	所 鳳 (所属コース)	宮城県教育委員会 版 (所属長経由印)) i	* * * * · * · · · · · · · · · · · · · ·	模式第 3 号(第 5 条,第 11 条関係)		改正後
				2 届出の事由が発生した日		口である(口」育児休業等に係る子との親族関係が特別差子縁組により終了した	□ 育児休業等に係る子と難縁した (養子縁組の取消しを含む)	□ 育児休業等に係る子が死亡した	口・木の街(□ 同居しなくなった □ 負傷・疾病 □ 託児できるようになった	を養育しなくなった	1 個田の事由		巴州宁。	多分	次のとおり 育児短時間勤務 に係る子の養育の状況について変更が生じたので届け	古 児 余 業	氏。名	職 名	所属 (所属) (所属) (一下)	(所属長経由印)	宮城県教育委員会 殿		; ; ;	*************************************	模式第3号(第5条,第11条 图案)		改 正 剪

· 決 裁 翻	決裁年月日	受理年月日	(県教委記入欄)	(では、できる。) (のできまり) (のできませい) (のできまない) (のできない) (のではない) (のできない) (のできる) (のでextent) (のでextent	権権を担保 (注) (注) (注) (注) の (注) の の の の の の の の の の の の の の の の の の の	番	短時間勤務をした期間	現で育児	数務の日及び、	勤務の形態	請求期間	請求の内容		請係求るに子		下記のとおり				宮城県教育委員会	様式第 4 号 (第 8
	年	冊		一個のでは、大学では、())請求にも「所等及び生年月」 表に係る子以外の当該承認に係る。	(商児短時間勤務) (西児短時間勤務) (西年月日を証い年月日を証い落証明書、官公) (西部本) (西部本		#	H	正 ○ ○ ○	週 時間 (育児休業法第1	串	□ 育児短時間 □ 再度の育り	生年月日	統柄等	氏 名	育 児 短 時 間 勤 務 の 承 裂 育児短時間勤務の期間の延長	1	脚	阿里 医经由氏 电电子 电电子 电电子电子 电子电子电子电子电子电子电子电子电子电子电子电子	委員会 股	条関係) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	Я	781		がある。 というには、 一般の 手の 氏の でいっこう できる かいりょう できる できる できる できる できる できる できる いっこう いっこう いっこう いっこう いっこう いっこう いっこう いっこう	ののがまない。 関するがは、は、は、現場を発生し、現代を発生し、現代を発生し、現代を表生のの、現代を表生の、現代を表生の、といい、といい、といい、といい、といい、といい、といい、といい、といい、とい		Я	3	≀ ≀ ≀ 	分勤務 10条第1	Я	育児短時間勤務の承認 再度の育児短時間勤務の承認] 勤 務 の ; 陈の期間の;	8	i co	M S		児短時
	ш	10		でルギ校裁学前のでは、)この意実書(孝児國際問勤等の類問の延長に係るものを除く、)には、韓次に係る子の氏名、韓え等との規制等及び生年月日を派別する書類(医師又は助産師が発行する出生度)派明書、母子健康手 との規制等及び生年月日を派別する書類(医師又は助産師が発行する出生度)派明書、母子健康子 機の出生届出が経明書。官公妻が発行する出生届受理証明書等)を添付すること(写しても司)。 り子の出生前に請求する場合は、「請求規則」増に出産予定日以後の期間とし、「請求に係る子」 「他の記入及び認可書面の添付は、出年後、液やかに行うこと。 「動物の日及び時間帯」掲に知げられていない日に動務を希望する場合等当該側により難い場合 」「動物の日及び時間帯」掲に知げられていない日に動務を希望する場合等当該側により難い場合		日から	34B		6 項 □第1号 □第4号	日から		年 月			承 認 を請求します。 延長				•	間勤務承認
用				子を養育する場合 場合においては、 勝の承認を受け て係る期間等にこ	へ。)には、諸水 が発行する出生(書等) を添付する 世田以後の期間と と希望する場合等		#	#1		□第2号 □第 □第5号	ተ	□ 育児短時間勤務の期間の延長 (再度の育児短時間勤務が必要な事情を記入)	日生			क्	印 (職員番号		に開催して	請求年月日	場場
				さだおいては、 、養子縁組の3 ている場合に ついて記入する	に係る子の氏(産)証明書、) 5でと(写じ、下 請求とし、「請求			An	 	3 =	月日ま	の期間の延歩が必要な事情					番号	ī -] 	#	
-		不承認	· · ·	その氏名、 勢力が生じ はいては、 ること。	浴, 讚求者母子健康手でも可。 でも可。 でである子」		9#	**		の勤務の形態)	¥.7	老記入)		-					,	JE EE	

权

H

溆

挨裁	决裁年月日	受理年月日	(県教委記入欄	(注)(注)(注)(注)(注)(注)(注)(注)(注)(注)(注)(注)(注)(3	短時間動務をした期間	の影響を記している。	勤務の形態	請求期	器状の内容		謂係 求る	,	下記のとおり				宮城県	3	新 明 加	
			38	本学(参別の 本学の を) を (参別の などの など を) とり ない とり はい とり はい とり はい とり とり はい とい	*	四部代	日のが来り	ļ		00	_	ぎ	Æ				野	宮城県教育委員会 (所)		(海 8 今間底)	
	#	井		の日本・新聞が入れる。 のの帯要論生子認由 をの帯要論生工にを 動を自場添した文年少保記 移証公合付欄事に同いる人		# .	R	週 時間 (育児休業法第1	#	育児短時 再度の育!	生年月日	<u>13</u> 81	100	育 児 短 時 間 勤 育児短時間勤務の	Į . T	舞	請求者所	复会 股 (所属長経由印)	과	2	
	Я	Я		の関係の明確は、はは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は			₹ ₹ ₹	10条第1項		育児短時間勤務の承認 再度の育児短時間勤務				秘整	20	*	阑	੩	児短時		
	В	В		原の原列にあるものを		日から	***	76 1項 □第1号 □第4号	日から	の楽器	年月			の 承 認 を請求します 間の延長					間勤務承認		
用格	#	口 承認) この諸求書(常児恩時間難勝の期間の延長に係るものを除く。)には、諸次に係る子の氏名、諸次諸 との抵抗 及び生年月日を証明する書類(医師又は助産師が発行する出生(直)証明書、母子健康手 帳の出生届出済証明書、官公書が発行する出生届受更証明書等)を添付すること(写しても可)。 子の出生前に胡壽次する場合は、「諸求明前」線に出産予定日以後の期間とし、「諸求に係る子」 編の記入及び証明書がる場合は、出年後、速やかに行うこと。 「勤務の日及び時間者」網に掲げられていない日に勤務を希望する場合等当該網により難い場合 には、「適考」網に近、事項を記入すること。 「電子」網には、「別請求に係る子以外に小学校数学前の子を差滑する場合においては、その氏名、 時末者「の終析」及び生年日、() 請求に係る子以本に今日の 第200条析。及び生年日、() 請求に係る子の場合においては、基子課組の効力が生じ 第200条析。及び生年日、() 請求に係る子の場合においては、基子課組の効力が生じ 第200条析。及び生年日、() 請求に係る子の場合においては、までの最初が生じ 第200条析。及び生年日、() 請求に係る子の場合においては、までの 第200条析。及び生年日、() 請求に係る子の場合においては、までの 第200条析。及び生年日、() 請求に係る子の場合においては、その 第200条析。及び生年日、() 請求に係る子の場合においては、 第200条析。及び生年日、() 請求に係る月間勤務の承認を受けている場合においては、 その告述がに当該承認の解なに係る別間等について記入すること。 ・ 数数する口にはし印を記入すること。			~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~	号 □第2号 □第3号 ■ □第5号	年 月	□ 育児短時間勤務の期間の延長 (再度の育児短時間勤務が必要な事情を記入)	日生			# J	印(職員番号		(所属コード	請求年月日	清水等		
型		口 不承認		ある子の氏名、請求者 医卵毒・母子健康手 と(写しても可)。 「請求に係る子」 依頼により難い場合 別いては、その氏名、 子妻組の効力が生じ ろ妻組においては、こ。				・の勤務の形態)	日まで	間の延長要な事情を記入)	•)		, ,	## Ju			

1	举 脚 畫	決裁年月日	受理年月日		(数)	(O)	67 ،	田りるを		龜		及び時間	請求期間		象や	は、米・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス		下記のと			•	1			禄式第5号(表国)		
		弁	#		その首を表回で記入りること。) 該当する□ではレ印を記入すること。	超分余業の承認が、職員からの籠灰で基し点思り治された場合は、(Lift)には14.7と、	などのいずれか)を添付すること(写しでも可)。	この辞光書では、諸光で味る丁の氏む、まれもこの歴史大のエーや証明する書類(医館又は助産師が発行する出生(産) 哲明書、格康手帳の出生届日洛館思書、首公署が発行する出生届受理部里				年月	年年	基	生年月日	然 然 由	F &	下記のとおり部分休業の承認を請求します。			請求者	(所属:	宮城県教育委員会 股		(第 13 米		
		733	Я		かられている。	(認な、職	続付するに	は類 (類) (関) (関) (関) (関) (関) (関) (関) (関) (関) (関	1			日また	日まで					の承認を請求	开名	職名	所属	(所属長経由印)	霉		地名 外 朱		
		-	В		ړ. 14	見からの	すいても) イ	選べて来の上の兄も、				口 毎日口 その他	日本日の命(33	年月			します。							業東		
						語火に乗い	<u>.</u>	7氏台、盟第が発行は 第が発行す 官公署が多				<u> </u>)		曲								開米平方口		张 题		
开	舞	1	回 樂 認			つき取り消	1	留が自つが <u>配力やなってする</u> 行する出生(産) 哲思魯、母 が発行する出生届受理哲思魯	t			午數	午前 時午後 時	專	#				印(職員番号		(所属コード		11	3	聯		
		1 .	0			2 41 75 48	と と 存 春	(産) 哲男物,母出生国受理哲男物	H H			分~ 事 專	分~ 時 分~ 時	3					Ŋū.		1		1	1			
#3	· .		不承認			<u> </u>	; 	工格和公司	F R			**	\$					1		· · ·	_						
					: (S)					_																	
							-			-						·					<u>:</u>			•			
		T		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		****			*			1 .								,				,	98.2%		
	栄機	決裁年月日	受理年月日		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	19 P	94		1	金米	•	S. Oweller			é	業を		下記のと		•			的数源		Section 2.	张····································	
	粪	\mid				ייך	94	の機能を日本の観査を開いる。	•			併併	請求期間 年		é	大ない。	FR.	下記のとおり部分休期			請求者		宫城県教育委員会		保工をおうで(文庫)(から)		
	粪	決裁年月日 年 月	#			ייך	94	日を韶思する審額・日を韶思する審額・日を韶思する審額	大工業中総合人				請求期間	#		大なる。	AA AA	下記のとおり部分休業の承認を請	压 名	職 名	請求者 <u></u>	(所)	宮城県教育委員会 殷		等 4		
	粪	#	年月		③ 該当する口にはレ印を記入すること。	ייך	94	日を韶思する審額・日を韶思する審額・日を韶思する審額	大工業中総合人			年月日から口	韓文規門 年 月 日から 口 まて 口	期間	生年月日 年	大なる。	FR 60	下記のとおり部分休業の承認を請求します。	氏名				教育委員会		第		
	粪	年月	年月			ייך	94	日を韶思する審額・日を韶思する審額・日を韶思する審額	大工業中総合人			年月日から口	韓大規門 年 月 日から 口		生年月日	大なる。	#	下記のとおり部分休業の承認を請求します。	基 各				教育委員会 殷		部分朱紫承認識		
环%	機	年月日	# A B			ייך	94	9 「ご覧会」では、「「「」」では、「「」」では、「「」」では、「「」」では、「「」」では、「「」」では、「「」」では、「」では、「	大工業中総合人			年 月 日から 〇 毎日年 月 日まで 〇 その他(韓火期間 年 月 日から 口 毎日	3	生年月日 年 月	大なる。	## A%	下記のとおり部分休業の承認を請求します。	**		所属		教育委員会		第 分 朱 業 東 認		
	機	年月日	# 19 日			② 写片で来りまるが、 微式で ひりまぐっぷ ノロをったったっきょう かのかが関係で記させない。	94	日を指明する魯類(医師又は助産師が発行する出生(産) 子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届	•			年 月 日から □ 毎日 午前年 月 日まで □ その街() 午後	辞水類 年 月 日次ら □ 年日 午前 年 月 日末で □ その他() 午後		生年月日 年 月 日	大なる。	ER AA	下記のとおり部分休業の承認を請求します。	氏。名 印(職員番号				教育委員会 殷	等4600 C	部分朱紫承認識		

様式第5日
ᆁ
(編画)
鮾
_
3条関係)

农

H

滚

段

H

普

中本	無ら	承認を取	おっている	れた寒霞	超数	請求者印	所屬長印	畲
	# +	445	# -	\$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$	華			
	罪 2	分まっ	罪。	分まで	*			
	郡	分から	郡	分から	平置			
	4	分まで	#	分まで	H		ŀ	
	罪	分から	平	分から	時間			
	郡	分まで	椰	分まで	#			1
	郡	分から	畢	分から	間報		٠,	
	平	分まで	椰	分まで	**			T
	華	分から	郡	分から	郡置			
	郡	分まで	瑘	分まで	#			
	郡	分から	椰	分から	平置			
	罪	分まで	38	分まで	#			1
	华	分から	軸	分から	平置			
	平	分まで	帯	分まで	#			
	郡	分から	翱	分から	郡			
	華	分まで	, 群	分まで	#			1
	距	分から	椰	分から	時間			
	郡	分まで	平	分まで	#		-	T
	郡	分から	郡	分から	郡			
	郡	分まで	郡	分まで	#			
	郡	分から	All	分から	郡			
	华	分まで	畢	分まで	#			T
	華	分から	平	分から	郡			
	耶	分まで	郡	分まで	#			T
1	华	分から	郡	分から	郡			
	平	分まで	郡	分まで	\$			T
	華	分から	奉	分から	平四			
	华	分まで	郡	分まで	#			Ţ
	華	分から	郡	分から	平岡	-		
	4	分まで	郡	分まで	#			T
	車	分から	郡	分から	時間			
	乖	分まで	平	分まで	#			T
	郡	分から	靐	分から	時間			
	時	分まで	平	分まで	#			$\overline{}$
	4	分から	4	分から				
	平	分まで	華	分まで	#			Г

		-			_				_							_			_					_						-						
																																			ī	п 2
再车	平	椰	瑘	靐	郡	郡	郡	郡	郡	平	華	4	平	4	郡	郡	椰	平	郡	畢	郡	糠	椰	郡	畢	平	平	郡	郡	串	郡	郡	郡	平	4	休業の
かならって	分まで	分から	前	承認を取																																
再降	耶	平	郡	平	椰	平	郡	郡	畢	耶	平	郡	郡	華	郡	郡	郡	華	瑘	郡	平	郡	平	耶	平	郡	平	4	專	郡	平	平	平	舞	午	り消され
かまなりませ	分まで	分から	溆	れた時間																																
時間分	#	平	#	李雪	#	特置	#	器	#	帯間	#	椰园	#	郡	#	郡	#	華	#	平型	#	時間	4	時間	#	鼠钩	*	開轴	#	開報	#	時間	#	福	1	ない。
				.÷						-																									-	四条并靠
		• •																																		四季週紀
									·																											iii
																									1		٠.									卅

宮城県教育委員会に属する職員等の育児休業等に関する規則 の一部改正の概要

1 改正理由

- (1) 地方公務員の育児休業等に関する法律及び職員の育児休業等に関する条例が改正及び施行されることに伴い、必要な文言の整理など所要の改正を行うもの。
- (2) 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第4次一括法)の施行に伴い,仙台市教育委員会に属する県費負担教職員が制度上いなくなることから,必要な文言の整理を行うもの。

2 改正内容

- (1) 上記1(1) に伴うもの。
 - イ 規則中「続柄」と規定されているものを「続柄等」に改め、法律上、 子に準ずるものとして認められている者を含む内容に改める。
 - ロ 様式第3号の届出の事由に、育児休業等に係る子との養子縁組が取り 消されたことや養子縁組不成立のまま児童福祉法第27条第1項第3 号の規定による措置が解除されたこと等を加える。
 - ハ その他,条ずれの訂正など所要の文言の整理を行う。
- (2) 上記1 (2) に伴うもの。 第2条第3号に規定されている「仙台市教育委員会に属する職員を除 く。」を削る。

3 施行年月日

平成29年4月1日

第5号議案

宮城県教育委員会に属する職員等の配偶者同行休業に関する規則の 一部改正について

宮城県教育委員会に属する職員等の配偶者同行休業に関する規則(平成26年 宮城県教育委員会規則第9号)の一部を別紙のとおり改正する。

平成29年3月22日提出

宮城県教育委員会教育長 髙 橋 仁

様式第一号を次の 宮城県教育委員会 宮城県教育委員会 一部会 委 ょ る 属 う職す る。員改等職 会正の員 にす配等 る偶の。老嗣 者配 同偶 行 者 休同 業行 に休 関 業 すに る関 規する (規平則 成の二一 二一十部 六を 年 改 宮 正 城す 県る 教 規 A育委員[^] 会

 \mathcal{O} 改 教 め育 属 す る 職 員 を 除 を 削 る。

規

配偶者同行休業承認申請書

	宮城県教育	委員会	殿				申請年	平月日	年	月	日
	11 /9V 11 JV 1 3		<i>"</i> 《 長経由印)								
			者所属					(所属コー	- K)
		1 111	職					() / / / / - 4	•		,
			<u>机</u> 氏 名				FΠ	(職員番号	<u>1</u> .)
		配偶	<u>スーコ</u> 者同行休業の	7承認	3 I		<u> </u>	(相)只由"人	J		,
	下記のとおり		間の延		を甲請	します。					
		.,,,	□配偶者	一同行休業	(2,	3及び4に記	[入)				
1	申請の区	分	□ 期間の	延長 (2	, 3]	及び5に記入)					
			□ 再度の	延長 (2	, 37	及び5に記入)					
2	氏	名									
	職	業									
申	申請時の所属を	たの名称									
請	(所在地		()
に係	外国滞在		()
がる	外国滞在中の所属		,								,
配配	(所在地)	()
偶	外国滞在事			年	月	日から	年	月	日まで		
者	継続する	期間		ı	71	H % -9	'	/1	т 6		
3	職員及び配偶	者の									
	外国滞在中の住所	(居所)									
4	申 請 期	間		年	月	日から	年	月	日まで		
5	延長の期	間		年	月	日から	年	月	日まで		
	既に配偶者同行	休業		年	月	日から	年		日まで		
	をしている	期間	(うち期間の	再度の	延長の場合におり	ナる当初]の配偶者同	司行休業の期	間)	
				——年	月	日から	年	月	日まで		
6	備	考									
/ \	\ \(\int \) \(\tau \)			/		コンプレース・フィー					

- (注) ① この申請書には、配偶者の滞在事由及び期間が確認できる書類を添付すること。
 - ② 期間の再度の延長を申請する場合には、「2 申請に係る配偶者」欄の「外国滞在事由」欄の最上欄の括弧内に、当該延長が必要な事情を記入すること。
 - ③ 「3 職員及び配偶者の外国滞在中の住所(居所)」欄は、申請時点で未定の場合には「未定」と記入し、申請期間の初日の前日までに外国滞在中の住所(居所)を定め、届け出ること。
 - ④ 「6 備考」欄には、以前に配偶者同行休業をしている場合における当該配偶者同行休業の内容(配偶者の外国滞在事由、休業期間)、配偶者同行休業の期間を延長する場合における当該配偶者同行休業の期間の延長を申請する理由その他任命権者が承認の可否を判断するに当たって必要と思われる事項を記入する。
 - ⑤ 該当する□にはレ印を記入すること。

(県教委記入欄)

() () () () () () () ()	11/14/					
受理年月日		年	月	日	□ 承認	□ 不承認
決裁年月日		年	月	日	職	
決 裁 欄					氏 名	印

職員の配偶者同行休業に関する条例第6条の2の規定による人事委員会の認定 認定日 年 月 日 □不認定 □不要

宮城県教育委員会に属する職員等の配偶者同行休業に関する規則((平成二十六年宮城県教育委員会規則第九号) 新旧対照表	
改正後	現行	備考
第一条 (略)	第一条 ()	
第二条 前条に規定する「宮城県教育委員会に属する職員等」と	第二条 前条に規定する「宮城県教育委員会に属する職員等」と	
は、次の各号に掲げる一般職の職員(以下「職員」という。)	は、次の各号に掲げる一般職の職員(以下「職員」という。)	
をいう。	をいう。	
一 宮城県教育庁の職員	一宮城県教育庁の職員	
二教育機関の職員	二 教育機関の職員	
三 市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十	三 市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十	仙台市へ県費負
五号)第一条及び第二条に規定する職員(五号)第一条及び第二条に規定する職員(仙台市教育委員会	担教職員の給与負
―――――――――――――――――――――――――――――――――――――	に属する職員を除く。以下「県費負担教職員」という。)	担等が移譲される
		ため
第三条~第七条 (略)	第三条~第七条 (略)	

職員の配偶者同行休業に騙する条例第6条の2の規定による人事委員会の認定 認定日	決裁	決裁年月日	受理年月日	⊌Mi	来が別点が生べて 項を記入する。 の 該当する口には	図 10 編6]幌子 属者の外国滞在事	· # .	② 期間の再度の延 括弧内に、当該延長	Θ	6 編	タイニアはアニアド	5 河 坂 の 芝 園	申請期	3 職員及び配偶者の 外国滞在中の住所(居所)	四 外国滞在事由の		調 (所在地) ハ国 滞在 事由	職 業 業 申請時の所属先の名称	2	1申請の区分	下記のとおり 配偶者		- I	(所属)	宮城県教育委員会 】	発見第一方(光の光、光	· 四 /無 3 冬 無
年 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	用 外	年 月 日 職	年 月 日 口 承認 口 不承認		でから、イン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10 編も1億17年24、夕町17日2月2日17日2日17日2日17日2日17日2日17日2日17日2日17日) 1.3 職員及び配偶者の外国滞在中の住所(居所)」欄は、申請時点で未定の場合には「未定」と記入 し、申請期間の初日の前日までに外国滞在中の住所(居所)を定め、届け出ること。 「・ 岬北・岬」は、「北川工芸師本町の任作事か」「・)、と場合によける当時を傷者同行決業の内容(配	期間の再度の延長を申請する場合には、「2 申請に係る配偶者「欄の「外国帝任事田」欄の最上欄の 括弧内に、当該延長が必要な事情を記入すること。	この申請書には、配偶者の滞在事由及び期間が確認できる書類を添付すること。	177	1の再度の延長の場合における当初の配偶者同日 日から 年 月	年月日から年月日まで	月日から年月		年月日から 年月日まで					□ 配偶者同行休業(2, 3及び4に記入)□ 期間の延長(2, 3及び5に記入)□ 再度の延長(2, 3及び5に記入)	配偶者同行休業の承認 を申請します。 期 間 の 延 長	氏名	田野山 <u>(7) 東</u>		申請年月日 年 月殿	* * ** ** ****************************	4 多盟友)
X BA			88]		等		S	5 (<u> </u>	1	•							
	栄養養	決裁年月日	受理年月日	(県教委記入欄)	項を記入する。 <u>④</u> 該当するロに	偶者の外国滞在 業の期間の延長	例(3 東京及の7、中語規関の8)。 「6 締歩」機関の8)	3	(注) ① この申請書に	龠	をしている期間	既に配偶者同行体	5 常 東 の 基 置	外国滞在中の住所に居	2 日本	1 39	- I	海時の所属先の (底左半)	が は 報 と 報	世紀の図	下記のとおり期	1	4	(P)	宮城県教育委員会		様式第 1 号 (第 3 条,
		#	年		【を記入する。 該当する口にはレ印を記入すること。	事由, 休業期間), 配を申請する理由その("記憶台"が、国帝在1 7月の前日までに外国 には,以前に配偶者に	(1) 通来の女団兼片は	は, 配偶者の滞在事由			年	# #	A .	 	3		特	+	□ 期間の消長(2,		氏名	- F	(所属 長経 由印) 由 臨者 所属	濟	記 偶 者 同	第 4 条関係)
		Д				偶者同行休業の期間 5任命権者が承認の5	「少圧が、石がご覧!」 滞在中の住所(居所) 乳行体業をしている場	一 (1及び期間が確認でき			Э			月日から		g			、素(2,3及び5に記入) (2,3及び5に記入)						行休業承認申	
	用	舞	口承認			偶者の外国帯在事由, 休業期間)、配偶者同行休業の期間を延長する場合における当該配偶者同行休業の期間の延長を申請する理由その他任命権者が承認の可否を判断するに当たって必要と思われる事業の期間の延長を申請する理由その他任命権者が承認の可否を判断するに当たって必要と思われる事	2 。 東東文 2里時間が7年時間は下り圧が、4月77年間、4月77年に、イベルン第日で、イベルン第八日で、1年間が開めた日の前によりに外国落在中の住所(長所)を定め、届け出ること。 2、6、編巻 3橋には、以前に配偶者同行体業をしている場合における当該配偶者同行体業の内容(配	曲端掛占な米余の編	請書には,配偶者の滞在事由及び期間が確認できる書類を添付すること。			Я	38	H II	年月日まで					\\ \times \(\)	****	印(職員番号		(所属コード	申請年月日	略	

宮城県教育委員会に属する職員等の配偶者同行休業に関する規則 の一部改正の概要

1 改正理由

- (1)職員の配偶者同行休業に関する条例が改正・施行されることに伴い, 必要な文言の整理など所要の改正を行うもの。
- (2) 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係 法律の整備に関する法律(第4次一括法)の施行に伴い,仙台市教育委 員会に属する県費負担教職員が制度上いなくなることから,必要な文言 の整理を行うもの。

2 改正内容

- (1)上記1(1)に伴うもの。 職員の配偶者同行休業に関する条例が改正・施行されることに伴い, 様式第1号に再度の期間延長に関する記載等を新たに加える。
- (2) 上記1 (2) に伴うもの。 第2条第3号に規定されている「仙台市教育委員会に属する職員を除 く。」を削る。

3 施行年月日

平成29年4月1日

第6号議案

自然の家管理規則の一部改正について

自然の家管理規則(平成17年宮城県教育委員会規則第16号)の一部を別紙の とおり改正する。

平成29年3月22日提出

宮城県教育委員会教育長 髙 橋 仁

自然の家管理規則 自然の家管理! (平成十七年宮城県教育委員会規則第十六号)規則の一部を改正する規則

の一部を次のように改正する。

様式第一号及び様式第二号を次のように改める。

様式第1号(第5条関係)

自然の家使用許可申請書

年 月 日

宮城県 自然の家所長 殿

申請者 住所 氏名又は名称 (法人その他の団体にあっては、 代表者の氏名 電話番号

下記のとおり使用したいので許可されるよう申請します。

記

行	事 名	称				氏	名				
使	用	0	連	絡	先	電話	番号				
目		的				FAX	番号				
使	用し。	よう	使人	用しま			年	月	日	時	分から
人	9	る員	と 目	9	る 時		年	月	日	時	分まで

Þ	<u> </u>		分	びこえ	生 及 れに準 針以下	びこえ	いに準	等	\mathcal{O}	(大学	生を	į	计	*	使	用	料
				男	女	男	女	男	女	男	女	男	女				
宿		泊	室														円
テ		ン	<u>۱</u>														円
Щ		小	屋														円
		修	室														円
研	プ	レイル	ー ム														円
修	オリ	エンテージ	ション室														円
室	音	楽	室														円
等	会	議	室														円
',	コ	テー	- ジ														円
体		育	館														円
野	外	炊 飯	施設														円
運		動	場														円
そ		の	他														円
備	考			-	-	_	-	_		_			-				

(注) ※印の欄は記入しないでください。

様式第2号(第5条関係)

自然の家使用許可書

第 号

年 月 日

殿

宮城県 自然の家 所長

年 月 日付けで申請のあった自然の家の使用については、下記のとおり 許可します。

記

行事名称		氏 名				
使用の	連絡先	電話番号				
目 的		FAX番号				
使用しよう	使用しようとする	年	月	日	時	分から
と す る 人 員	と ³ る 時	年	月	日	時	分まで

×	<u> </u>			分	>	中 学 びこれ ずる者	生 及 ルに準 針以下	高校ではずる	生 及 いに準 る 者	学習 等 引 ²	活動の者	一 (大学 含 む	般 生生を ・。)	iii p	+
						男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
宿		淮			室										
テ		٢	/		ト										
山		力	`		屋										
	研		修		室										
研	プ	レイ	ル		A										
修	オリ	エンラ	3	ンョン	室										
室	音		楽		室										
等	会		議		室										
	コ	テ	_	-	ジ										
体	•	育	ĵ		館										
野	外	炊	飯	施	設										
運		動	h		場										
そ		T,)		他										

様

式

第

号

第

五.

4条関

係

改

正 表

案

式

第

号

第

五条関

係

現

行

年 月 日

年 月 日

年月日

様

式

第二号

第

五.

条関

係

様

式

第

号

第

五.

条関

係

宮城県

殿

宮城県 自然の家所長

年 月 日付けで申請のあった自然の家の使用については, 下記のとおり許可します。

記

行事名称		氏	彳	7			
使用の	連絡先	電話	番号	コナ			
目 的		FAX	番号	ユナ			
使用しようと	使用しようと		年	月	日	時	分から
する人員	する日時		年	月	日	時	分まで

区		分	中学生 れに準 以	及びこ ずる者 下	高校生れに準		学習活引		一般(を含む	大学生 3。)	11tin	+
			男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
宿	泊	琳										
テ	ン	1										
Ш	小	屋										
	研 修	赿										
研	プレイル	1										
修	オリエンテーシ	ョン室										
修室等	音楽	室										
等	会 議	室										
	コテー	・ジ										
体	育	館										
野	外炊飯施	i 設										
運	動	場										
そ	の	他										

自然の家使用許可申請書

自然の家所長 殿

申請者 住所

氏名又は名称 氏名又は名称 (法人その他の団体にあっ) ては、代表者の氏名 電話番号

下記のとおり使用したいので許可されるよう申請します。

行事名称		氏:	名			
使用の	連絡先	電話番	号			
目 的		FAX番	号			
使用しようと	使用しようと	年	月	日	時	分から
する人員	する日時	年	月	日	時	分まで

区		分	中学生れに準			.及びこ ずる者		動等の 率 者	一般 (を含む		nii D	+	※使用料
			男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
宿	泊	室											円
テ	ン	7											円
Щ	小	屋											円
	研修	室											円
研	プレイル	- 1											円
修	オリエンテーシ												円
修室等	音楽	室											円
等	会 議	室											円
	コテー	・ジ											円
体	育	館											円
野	外炊飯点	包設											円
運	動	場											円
そ	の	他											円
(2	主)※印の	(欄は	記入	しな	いで	くだ	さい	0					

自然の家使用許可書

第 号 年 月 日

殿

自然の家所長 宮城県

年 月 日付けで申請のあった自然の家の使用については、 下記のとおり許可します。

記

行事名称		氏 名				
使用の	連絡先	電話番号	7			
目 的		FAX番号	7			
使用しようと	使用しようと	年	月	月	時	分から
する人員	する日時	年	月	日	時	分まで

区			分	中学生 れに準 以	及びこ ずる者 下	高校生れに準	及びこ ずる者	学習活引	動等の 革 者	一般 (を含む	大学生 3。)	nii n	+
				男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
宿	宿	泊	室										
	テ	ン	1										
泊	Щ	小	屋										
		研修	多室										
日	研	プレイ	ルーム										
	修	机环											
	室	音導											
帰	等	会	養室										
		コテ											
	体	育	館										
り	野夕	炒飯	施設										
	運	動	場										
	そ	の	他										

自然の家使用許可申請書

宮城県 自然の家所長 殿

戦 申請者 住所 氏名又は名称 (法人その他の団体にあっ) ては、代表者の氏名 電話番号

下記のとおり使用したいので許可されるよう申請します。

行事名称		氏	名			
使用の	連絡先	電話番	号			
目 的		FAX番	号			
使用しようと	使用しようと	年	月	日	時	分から
する人員	する日時	年	月	日	時	分まで

区			分	中学生 れに準 以	及びこ ずる者 下	高校生 れに準	及びこ ずる者	学習活引	動等の 率 者	一般 (を含む	大学生 3。)	1111	+	※使用料
				男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
宿	宿	泊	室											円
	テ	ン	1											円
泊	Щ	小	屋											円
		研修	室											円
日	研	プレイ	ルーム											円
	修	力工ゲ												円
	室	音導	ぎ室											円
帰	等	会静	复室											円
		コテ	ージ											円
	体	育	館											円
り	野夕	卜 炊飯	施設											円
	運	動	場											円
	そ	の	他		Ļ									円

(注)※印の欄は記入しないでください。

削帰 るもって のの泊 。区と「 を日

備

考

自然の家管理規則の一部改正の概要

改正理由

各種使用料及び手数料の改定に関する条例による自然の家条例(昭和50 年宮城県条例第46号)の一部改正に伴い、本規則の様式について、所要の 改正を行う必要があるため。

2 改正内容

研修室等及び体育館の使用料を,宿泊室,テント又は山小屋と併せて使用 する場合にも徴収するため、様式第1号及び第2号中、「宿泊」、「日帰り」 の区分を削るもの。

3 施行期日

平成29年	4月1日			
4 施行日前に自然の家条例の規定による許可を受けた使用に係る使用料については、なお従前の例による。別表第二号備考第三号の改正規定を削る。	2、3 (略) (経過措置) (経過措置)	(施行期日) 附 則 第五条 (略)	別表第二号中「 1、五〇 1、五〇 1、五〇 1、五〇 1、八〇 1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1	第四条 自然の家条例(昭和五十年宮城県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。 (自然の家条例の一部改正) 第一〜三条 (略)

X 参考 1 O条種 例使 一用 に料

体 育 館	研 修 室 等	区	二別表研(第	
		Э	『室等及び体系	
II' IIOOA	17、七〇〇円	午前 (午前 (午前	. 育館	
II, IIOOE	17、七〇〇円	後五時まで)		改
III' IIIOOM	一下七〇〇円	後九時まで)		正 案
三、八〇〇円	三、100円	時まで) の の の の の の の の の の の の の の の の の の の		
三、八〇〇円	三、一〇〇円	糖 (午後・ (午後一時 から午後九間		
四、四〇〇円	11', BOOH	午後九時まで後九時ま		
体育館	研修室等	区	二別表(新修	
	一室につき	分	室等及び体育	
III' OOO用	17、五〇〇円	午まで) 一年前 (午前	館	
III、000円	二、五〇〇円	後五時まで)		現
III、OOO用	二、五〇〇円	後九時まで)		行
II、 五〇〇円	二、八〇〇円	時まで)		
三、五〇〇円	二、八〇〇円	神 神 神 神 神 神 神 は で 後 一 時 まで)		
图' 000円	IIY 100円	午後九時まで後九時ま		
	がするもの。 値上	开 多 宣 李 交 及		備考
	IT II OOF III II OOF III II OOF III III	等 室につき 17 +100円 17 +100円 17 100円 17 10	今 中前(午前 午前 (午前 午後 午前 午後 (午後 夜間 (午後 下前・午後 下前・午前 下前・午後 下前・午後 下前・午後 下前・午前 下前・午後 下前・午後 下前・午後 下前・午後 下前・午後 下前・午後 下前・午後 下前・午後 下前	(第六条関係) (第六条関係) (平本) (平本)

資料配付(1)

宮城県防災キャンプ推進事業

(平成 28 年度 文部科学省「仮設住宅の再編等に係る子供の学習支援によるコミュニティ復興支援事業」)

1 宮城県防災キャンプ推進事業

(1)目的

社会教育及び生涯教育の側面から、地域・学校・行政が連携した体験型防災教育プログラムの開発と普及啓発を通し、青少年に対する防災教育の一層の充実と地域防災力の基盤となるコミュニティの醸成を図る。

(2) 事業内容

- ① 「防災キャンプ」の実施
- ② 「防災キャンプ指導者研修会」の実施
- ③ 「地域防災フォーラム in みやぎ」の開催

2 5年間のあゆみ

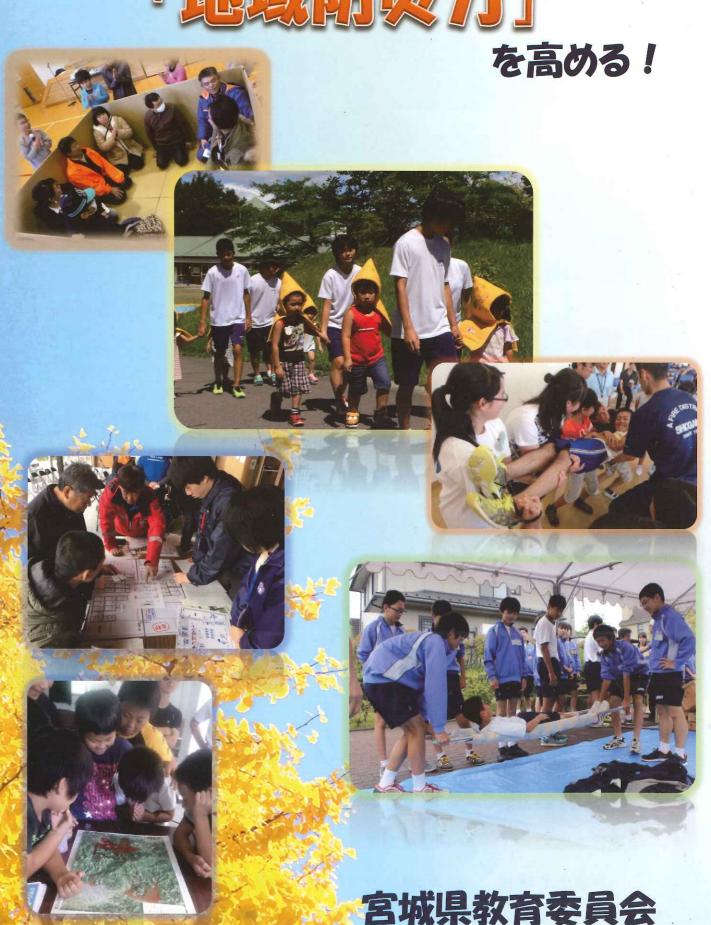
	年度	市町村・キャンプ名	概要
	24	①松島自然の家防災キャンプ	県立自然の家の自然体験活動のノウハ
h		②志津川自然の家防災キャンプ	<u>ウを生かした</u> 「防災教育プログラム」を
			開発し、避難生活体験型のキャンプを実
			施した。
ζ,	25	①東船岡小学校おやじが楽しむ会	内陸部・都市部の各小学校区で活動す
		防災キャンプ	る団体(おやじの会等)を実践母体とし
	e	②上杉チャンネット防災キャンプ	て、地域レベルでの体験型防災教育を実
ď		(上杉山通小おやじの会)	施した。
	26	①気仙沼階上地区防災キャンプ	沿岸部 の市町村を実践母体として、津
		②しちがはま親子防災キャンプ	波に対する市町村レベルでの体験型防災
		③松島防災キャンプ	教育を実施した。
	27	①蔵王町インリーダー防災キャンプ	内陸部の市町村を実践母体として、地
		②川崎町富岡中学校防災キャンプ	震、火山、川の氾濫といった 地域の実状
		③登米市米山西野地区	に応じた市町村レベルでの体験型防災教
		水の里防災キャンプメ	育を実施した。
	28	①東松島市インリーダー防災キャンプ	<u>都市部</u> · <u>内陸部</u> · <u>沿岸部</u> それぞれの
		東松島市ジュニア・リーダー防災キャンプ	実状に応じた体験型防災教育を実施し
		②多賀城市大代公民館防災キャンプ	た。また、地域・学校・行政それぞれで、
1		③大崎市きよたき防災ディキャンプ	中心的役割を担う指導者養成の研修会を
		④防災キャンプ指導者研修会	開催した。
1			CANDA MARKATA

宫城県教育庁生涯学習課社会教育推進班

住所:〒980-8423 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8-1 電話:022-211-3654 FAX:022-211-3697 E-mail:syogake@pref. miyagi. jp

宮城県防災キャンプ推進事業地域・学校・行政が連携し

「地域的幾7)」



実践により見えてきた

地域・学校・行政の「役割」

災害に強い地域づくり

防災キャンプの「ねらい」

学校 ◎「地域住民の安心・安全の場」

- ・教職員の意識改革必要。地域と共にあ る地域に開かれた学校をめざす。
- ・地域と協働した学習を日常的に行い、 「社会に開かれた教育課程」の実現を めざす。

地域

◎「地域防災力の要」

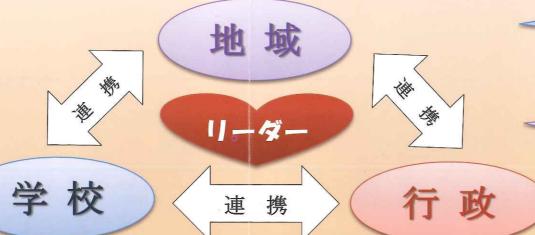
- ・住民一人一人の「自分達の地域は、自分 達で守る。」という意識の醸成が必要。
- ・日常活動の充実を図る。
- ・関係諸機関・諸団体との横のつながりの 促進を図る。

行政

- ・「平時」: 防災・減災の取組の加速と情報
 - 提供を行う。
- ・「非常時」:物資等の提供,体制の整備と
 - 情報提供を行う。
- 関係各課の横の連携強化が必要。



「地域防災力」の向上 | 「地域コミュニティ」の醸成



◎『リーダー』の存在と役割

- ・リーダーと、バックアップする協働体制の存在
- ・日常のきめ細やかなアプローチと顔の見える関係の構築
- ・関係諸団体の主体性を活かしたコーディネート
- ・ 男女共同参画の視点

◎日常活動

- ・「顔の見える関係づくり」の促進。
- …地域:住民相互の交流活動,地域行事の充実
- …学校:地域と協働した学習,関係諸機関との連携した活動
- …行政:日常的な各課連携

◎防災キャンプ(防災訓練)の実施

- ・地域の実情に応じた「体験型防災プログラム」の充実
 - …地域:公民館,地域の団体(おやじの会,自主防災組織)等による 総合訓練
 - …学校:地域・行政と協働による防災教育(防災体験活動)
 - …行政:次代を担う青少年への防災教育

(インリーダー、ジュニア・リーダー研修等)

総合防災訓練

自助

自然災害に対して主体的に対応し ようとする住民(青少年)の育成

共助

住民相互の危機管理・危機回避能 力の育成と、連携・協力体制の構築

公助

地域・学校・行政それぞれの役割 と連携の構築



現 状 〇都市化・核家族化 : 地域のつながりの希薄化

〇東日本大震災 :地域コミュニティの崩壊

O閉ざされた学校 : 地域とのつながりの希薄化

課題 〇地域:・自主防衛組織(消防団・婦人防火クラブ等)の連携・充実・地域の担い手の育成

関係機関(警察・消防・医療等). 地域関連団体(商店街・自治会・NPO・おやじの会等)の活動の促進

○学校:・地域防災の拠点,指定避難所としての機能 「地域とともにある学校」への転換 教職員の資質能力の充実

- 児童生徒の体験不足による社会性の低下(防災教育の充実)

○行政: ・地域・行政・学校がつながるしかけづくりと運営 - 研修や情報の提供と人材育成 住民が集う居場所づくり

関係各課・関係機関・関係団体等との連携・青年団、ジュニア・リーダー等の青少年の育成